

業務委託契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、旧岩手県一関保健所大東支所石綿事前調査等の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲の定めた別紙業務仕様書により、旧岩手県一関保健所大東支所石綿事前調査等業務（以下「委託事業」という。）を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）を支払う。

第2 委託期間は、令和2年〇月〇日から令和2年3月31日までとする。

第3 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、委託料の100分の5以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(注) 会計規則の規定により契約保証金を免除する場合には、第3を次のように改める。

第3 契約保証金は、免除する。

第4 甲は、乙に対して、委託事業の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託事業の実施に関し必要と認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生じるものとする。

第6 乙は、委託事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第7 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することが

できる。

- 2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第8 乙は、委託事業が完了した場合は、業務委託料請求書（様式第1号）及び業務完了届（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託事業の実施の状況がこの契約に適合すると認めるときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

第9 甲は、第8第1項の規定による書類を受理した場合において、委託事業の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。
- 3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第10 委託事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第11 甲は、必要があると認める場合は、委託料の3割以内を前金払することがある。

- 2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、業務委託料前金払請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

第12 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第13 甲は、自己の責めに帰すべき事由により委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第14 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(4) その他この契約に違反したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(注) 契約保証金を免除する場合には、第14第2項を次のように改める。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として委託料の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前2項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第15 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第16 乙は、第14の規定により契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

第17 乙は、第16の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。


第18 乙は、委託事業の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。


第19 乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和7年3月31日まで保存するものとする。

第20 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也 

乙 住所 ○○○○○○○○○……………
代表者 (○○○) ○○ ○○ 

様式第1号

年 月 日

(発注者)

様

(受注者)

住 所

氏 名

㊞

業務委託料請求書

令和 年 月 日付けで締結した委託契約に係る業務委託料を契約書第8条第1項により次のとおり請求します。

請 求 金 額	円
委 託 業 務 の 名 称	
業 務 委 託 料	円

受領済額の内訳

前 金 払	円
	円
	円
計	円

振込金融機関 名 称 _____ 支店・本店

口座番号 _____ 普通・当座

様式第2号

年 月 日

(発注者)

様

(受注者)

住 所

氏 名

印

業務完了届

令和 年 月 日付けで締結した下記業務は、平成 年 月 日をもって完了したの
で届出ます。

記

委 託 業 務 の 名 称	
履 行 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
業 務 委 託 料	円

様式第3号

年 月 日

(発注者)

様

(受注者)

住 所

氏 名

印

業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで締結した委託契約に係る業務委託料の前払金を契約書第11条により次のとおり請求します。

請 求 金 額	円
委 託 業 務 の 名 称	
業 務 委 託 料	円

(注) 請求金額の欄は、千円未満を切り捨てた額を記載すること。

受領済額の内訳

前 金 払	円
	円
	円
計	円

振込金融機関 名 称 _____ 支店・本店
 口座番号 _____ 普通・当座